

平成25年4月5日
関東森林管理局

国有林野事業の保育間伐における標準工程の適用について

林野庁では、「森林・林業基本計画」に基づき効率的な作業システムによる施業等を推進するため、単価の基礎となる標準工程を設定し、民有林では既に平成23年度の補助事業（森林整備事業）から適用しているところです。この度、国有林においても下記のとおり標準工程を適用することとしましたのでお知らせ致します。

記

1 適用する事業

森林環境保全整備事業の保育間伐（活用型及び存置型）に適用します。これ以外の事業においては現行の工程を適用します。

2 適用する内容

選木、伐倒、造材、集材の工程において適用します。これ以外の工程においては現行の工程を適用します。

3 適用の時期

平成25年4月以降に入札及び契約する事業から適用します。

4 その他

ご不明の点は資源活用課までお問い合わせください。

お問い合わせ先
森林整備部資源活用課
TEL 027-210-1186
FAX 027-210-1189